

提案業者各位

「第5次利根町総合振興計画後期基本計画策定業務委託」のプロポーザル
実施に伴う質問に対する回答書

この度は、標記業務のプロポーザルにご参加をいただきましてありがとうございます。提案書を作成するにあたり、各提案業者から質問のあった事項に対し、次のとおり回答いたしますのでよろしくお願いいたします。

質問事項	回答
1. 実施要領P.3 ・9審査方法について、「プレゼンテーションは、既提出の企画提案書を用いるものとし、追加資料の提出は認めない。」とありますが、既提出の企画提案書を要約したパワーポイントをプロジェクターに投影し、説明することは可能でしょうか。	・プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみとします。
2. 仕様書P.3 ・(6)会議等運営支援(令和5年度業務)①審議会の運営支援に、「議事録の作成」とありますが、議事録は「要旨」でしょうか。あるいは、反訳(いわゆる全文文字起こし)を想定されていますでしょうか。	・「議事録」は、挨拶・紹介等、資料に基づく事務局の説明は省略することとしますが、その後の質疑応答については、全文文字起こしするものとします。 ※町公式ホームページに掲載している「利根町自治基本条例検討委員会」議事録を参照
3. 実施要領P.2 ・公募型プロポーザル実施要領8(1)③について業務体制表では、本業務に専念する割合をパーセンテージで記載とありますが、業務を100%とした際の担当者の分担率という理解でよろしいでしょうか。	・主担当者及び補助者の所属・役職・経験年数・担当する業務分野・担当した業務実績と、それぞれ担当した業務実績における担当割合を示してください。
4. 実施要領P.3 ・公募型プロポーザル実施要領8(2)について留意事項に関して、用紙の規格は原則A4サイズ縦とありますが、A3サイズをZ折り、A4サイズとすることは可能でしょうか。	・用紙の規格につきましては、原則A4サイズ縦としておりますが、A3サイズをZ折り、A4サイズに折り込んで提出いただくことは可能です。

<p>5. 実施要領P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル実施要領8(2)①《提出書類の綴じ方》について、提出書類の製本方法について指定(フラットファイルに綴じる等)はありますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の綴り方について、指定はありません。
<p>6. 実施要領P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル実施要領8(5)について、提出の際に持参又は郵送とありますが、郵便以外の宅急便等でも可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法であれば可能です。
<p>7. 実施要領P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル実施要領9審査方法について、企画提案書を要約してプレゼンテーション用のスライド資料を作成し、プレゼンテーションすることは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションは、既提出の企画提案書のみとします。
<p>8. 実施要領P.3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザル実施要領9審査方法について、プレゼンテーションの際に発表者は、主担当者とするが部分的に他の担当者と交代して発表することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領に、「業務体制表に記載されたそれぞれ業務の主担当者が主となり説明を行うこと。」としていますので、それぞれの業務の主担当者が説明することは可能です。
<p>9. 仕様書P.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託仕様書4業務内容について、令和5年度と令和6年度の業務内容の一部のスケジュールを変更して提案することは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の予算額内に実施できる内容であれば、可能です。
<p>10.仕様書P.4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託仕様書4【令和6年度業務】(4)④について、町行政評価システムとはどのような仕組みでどのような内容のものか情報提供いただくことは可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町公式ホームページに、「行政評価システム」による評価結果を公表しています。